

学校生活について

- (1) 充実した学校生活を送るために
- 1. 「時間を守る」という意識を持って行動しよう。
 - 2. 笑顔で元気に「挨拶」しよう。
 - 3. みんなで使う「物を大切に」扱おう。
 - 4. 気持ちよく仲間を称える「拍手」をしよう。

(2) 登下校について

始業予鈴時刻:午前 8 時 25 分	始業時刻:午前 8 時 30 分
下校時刻: (一般生徒) 午後 3 時 25 分、(部活動生徒) 顧問の指導のもとに下校	

- ・遅刻しないように 10 分前には登校しよう。・登校時から下校時まで無断外出できません。
- ・欠席、遅刻、早退の場合は、保護者からご連絡ください。(6) の諸届表を利用していただいても結構です。

(3) 自転車通学について

・通学は原則として徒歩としていますが、泉北 1 号線より以北の桧尾・大森地区と和田川以東の桧尾・美木多上地区と八田以南（城山台 4 丁は除く）から通学する人の中で、自転車通学を希望する人は、入学後、許可願いを希望者に配布しますので、必ず許可を得てください。〈右頁の自転車通学許可地域図をご覧ください。〉なお、自転車通学の場合はヘルメット着用を義務づけています。入学後自転車による安全な通学のためのルールについて説明会を行います。ルールを守って通学してください。守れない場合は自転車通学を認めないこともあります。ご家庭でもご指導をお願いいたします。(学校でのヘルメット共同購入希望者は 4 月初めに 1 個税込み 4,400 円で販売します。)

- (4) 生徒証明書について (入学年 4 月に発行、3 年間有効) (5) 名札について

生徒証明書 第 51 期生

生徒名 _____

(年 月 日生)

見本

堺市立美木多上中学校長

2025 年 4 月 1 日発行

〒590-0138 堺市南区鶴谷台 1 丁 47 番 1 号 Tel 072-299-3700

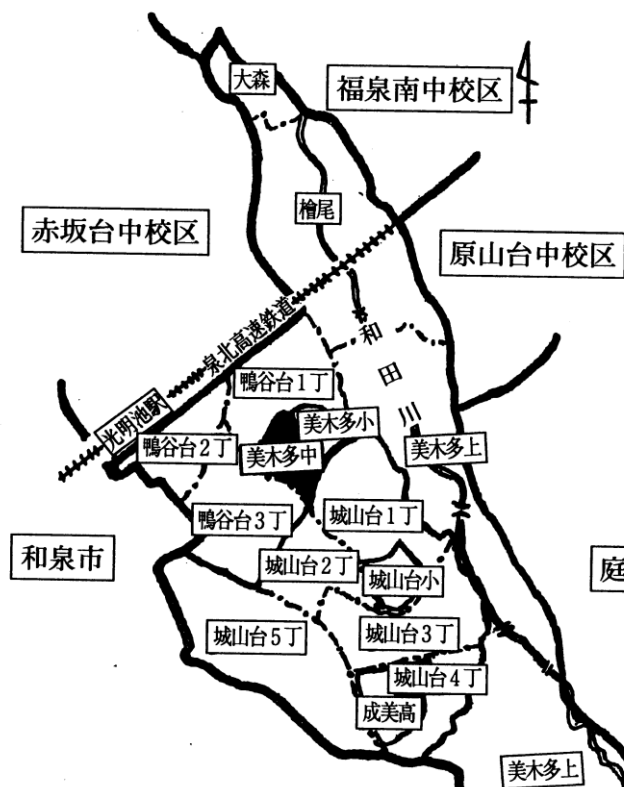
※常に胸ポケットにつけること

- (6) 諸届表について (入学後に配布します) *次の場合に使用します。

月/日 (曜日)	諸届	保護者 印
/		
()		

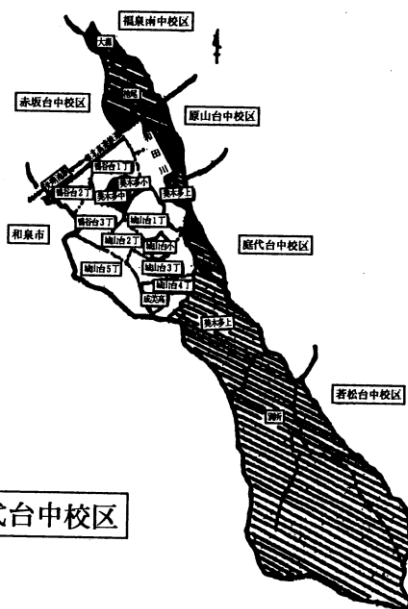
- ・欠席、遅刻、早退、体育見学时
 - ・忌引、転居、出席停止時
 - ・ケガ等で規定の服装ができない時
 - ・その他、必要に応じた時
- ※電話連絡でも結構です。

校区図



自転車通学許可地域図

※ 図中斜線部



沿革の概要

(1947)

昭和 22 年 4 月 21 日

泉北郡美木多村立美木多中学校として開校。

(1956)

昭和 31 年 10 月 1 日

泉北郡福泉町立美木多中学校となる。

(1963)

昭和 38 年 4 月 1 日

町立美木多中学校廃校となる。

堺市立福泉南中学校が新設される。

(1977)

昭和 52 年 4 月 1 日

堺市立福泉南中学校より分離。

堺市立美木多中学校が現在地に新設される。

(7) 服装について

年間を通して冬期用・夏期用どちらでも可（選択して着用）。ただし、入学式や卒業式、校外学習などの行事は学校から指定します。※入学式、卒業式は冬期用

令和8年度より制服がブレザーに変わりますが、3年間は、移行期間とし、男女とも令和7年度までの制服（ポロシャツ含む）も可とします。

令和8年度より男子用、女子用の区別がなくなり、スカート・ズボンを選択できます。さ

	通年（主に冬期）	通年（主に夏期）
上着	・本校指定のブレザー ・校名デザイン入りボタン ・上着の中に本校指定の白色ポロシャツ	・本校指定の白色ポロシャツ （半袖・長袖どちらでも可）
ズボン	・本校指定チェック柄ズボン	・本校指定のチェック柄夏用ズボン
スカート	・本校指定のエンジ柄地チェック柄スカート	・本校指定の灰色地チェック柄スカート
セーター	・本校指定のもの又は、黒、紺、グレーの無地のセーター（着用は自由）	
通学靴	・運動に適したもの	
上履	・学校規定のスリッパ	
靴下	・体育の授業に支障のない靴下とする。	
防寒着	・防寒着は、前あきのもの（素材、フードの有無は問わないが安全面を考慮しフードは被らない、ロング丈は不可）。ボタンやファスナーは締めること。必ずブレザーの上から着用すること。登校後教室に入室したら脱ぐこと。 ・手袋、マフラーは登下校時に着用できるが、登校後教室に入室したら外すこと。 ・スカートの下にジャージを着用しない。 ・体育見学时は、着用してもよい。（上下冬用体操服の上から着用すること）	
体操服	・体操服及び体育館シューズは、学校規定のもの。	
その他	・登下校時は原則として学生服を着用する。ただし、部活動の下校時は、部活動の服装でも可とする。	

(8) 頭髪について

- ・パーマ、ウェーブ、染色、脱色、髪飾り、装飾品使用等はない。
- ・体育や調理実習など教科で指示がある場合のみ、髪が肩にかかる場合はゴム紐でくくる。

(9) 持ち物について

- ・通学用カバンは学校規定のものを使用する。
- ・持ち物には名前を明記する。
- ・家庭から水筒にお茶やスポーツドリンクを入れて持参してもよい。
- ・化粧品類は持ってこない。クシ、ブラシは持参してもよい。
- ・学習に不必要なものを持ってこない。